

厚生食監発 1016 第 1 号
令和 7 年 10 月 16 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活食品局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

ノロウイルスによる食中毒の予防について

ノロウイルスによるものを含む感染性胃腸炎について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく感染症発生動向調査における定点医療機関当たりの週毎の報告数は、例年 10 月下旬頃から増加する傾向があります※。

それに伴いノロウイルスによる食中毒についても、冬期に多発し、年間食中毒患者数の約 5 割を占め、食中毒予防の観点から重要な問題となっており、特に令和 6 年は、患者数、事件数とも、近年で最も多くなっています（別添参照）。

すでに令和 7 年 1 月～8 月までに 1 万人（速報値。令和 6 年は 1 月～12 月で 8,656 人）を超えるノロウイルスによる患者が報告されており、令和 6 年、令和 7 年ともに、発生原因として嘔吐・下痢等の症状のない無症状の調理従事者を介した食中毒も多く報告されています。

つきましては、冬期に流行するノロウイルスによる食中毒の発生防止のため、流行時期の前から下記 1 について食品等事業者に指導するとともに、下記 2 から 4 についてご対応いただけますようお願いいたします。

なお、公益社団法人日本食品衛生協会において、11 月から 2 月までの間を「ノロウイルス食中毒予防強化期間」として、食品等事業者や消費者に対し、広く啓発活動事業を推進することとしているところ、各自治体において、貴管下の食品衛生協会等の関係団体と連携するなど、食品等事業者による食中毒の未然防止の徹底を図っていただくようお願いいたします。

記

1. 大量調理施設や特に食中毒が発生すると大規模化しやすい飲食店（弁当、仕出し、旅館、ホテル）及び集団給食施設等に対し、調理従事者が既にノロウイルスに感染していることを想定して、手洗いの徹底、体調に関する正確な自己申告、ノロウイルスを含めた検便実施等の積極的な衛生管理の実施を食品等



事業者に指導すること。

2. 通知日以降、今年度中にノロウイルスによる食中毒と判断した事例については、発生動向を把握するため、速報対象外であっても厚生労働省に報告すること。
3. 2の報告の際には、その時点で推定される原因、対策について、食品衛生法施行規則別表第17～第21の内容を踏まえ別紙様式を用いて報告すること。
4. 3の報告内容について、厚生労働省から各自治体にフィードバックすることとするため、食中毒予防対策、注意喚起として活用すること。

※感染症発生動向調査 過去10年間との比較グラフ（週報）感染性胃腸炎

<https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/idwr/jp/graph/weekly/04gastro.html>

○ 年次別ノロウイルス食中毒事件数・患者数

年	事件数（件）	患者数（人）
令和元年	212	6,889
2年	99	3,660
3年	72	4,733
4年	63	2,175
5年	163	5,502
6年	276	8,656

○ 令和7年1月から4月におけるノロウイルス食中毒事件のうち患者数が多い順に5つの事件を抽出（都道府県等からの速報や聞き取り等を基に厚生労働省で編集）※速報値

都道府県等	発生日	原因施設	原因食品名	患者数（人）
兵庫県	2月8日	飲食店	弁当	2,307
一宮市	2月1日	仕出屋	弁当	511
岐阜県	2月25日	飲食店	弁当	443
栃木県	4月10日	仕出屋	弁当	395
富山県	2月12日	仕出屋	弁当	307

食中毒 - 統計資料, 厚生労働省 | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/shokuhin/syokuchu/04.html#j4-3